

明日をつくる子どもたちの 環境学習

環境学習プログラム中学生・高校生編

【平成25年度改訂版】



栃 木 県
栃木県教育委員会



環境学習の推進のために

地球温暖化などの地球規模の問題から身近な自然の減少や生活環境の問題まで、より複雑化、深刻化した今日の環境問題を解決し、目指すべき持続可能な社会を形成していくためには、あらゆる主体が、これらの問題を自らの問題と捉え、身近なところから着実に環境保全に向けた取組を実践していくとともに、各主体の積極的な参画により実践行動の環を更に広げていくことが求められています。

そのための環境学習の推進は、その重要度が益々高くなっています。

こうしたことから、わが国では、平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定し、さらに、平成23年6月には、この法律を一部改正し、法律名も新たに「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」として、環境教育や環境保全活動の考え方や進め方を決めました。

また、栃木県では、この法律に基づく基本方針を踏まえた「環境学習・保全活動推進指針（平成20年3月）」を策定し、環境学習をより一層推進するとともに、環境学習を通して芽生えた環境保全活動への意欲を具体的な実践活動につなげ、多様な主体の協働による環境保全活動を促進しています。

この冊子で提案している学習プログラムは、中学生・高校生を対象としており、先に発行した幼児・小学生編の続編となります。

ここで提案した環境学習の在り方や学習プログラムを参考とした学習活動が、家庭や地域における日常生活での実践や子どもたち自らが参加する環境保全活動へと発展し、誰もがより一層郷土の自然を愛し、みんなで環境に配慮した循環型社会を築いていけるようになることを期待しています。

栃 木 県
栃木県教育委員会

もくじ

I 環境学習プログラム

本書の特徴と使い方	1
環境学習プログラムの系統図	3
I-1 「とちぎ」に着目したプログラム	5
I-2 「自然・生命」に着目したプログラム	40
I-3 「地球温暖化・エネルギー」に着目したプログラム	122
I-4 「ごみ・資源」に着目したプログラム	220
I-5 県立青少年教育施設におけるプログラム	251

II 環境学習をはじめよう

II-1 環境学習とは	270
II-2 とちぎの自然を生かした環境学習	271

III 私たちがめざす環境学習

III-1 環境学習の背景とねらい	275
III-2 学校における環境教育・環境学習の意義	276
III-3 学校における環境教育・環境学習の進め方	277
III-4 発達の段階を考慮した環境学習	281
III-5 家庭や地域と連携した環境学習	282
III-6 環境学習を進める際の留意点	283

IV 環境学習をさらに広げるために

IV-1 環境学習関連施設の紹介	286
IV-2 環境行政窓口等の案内	288
IV-3 国や関係団体のホームページの紹介	289
IV-4 こどもエコクラブの案内	291